

関係機関が連携して実施する北海道の特殊車両取締り

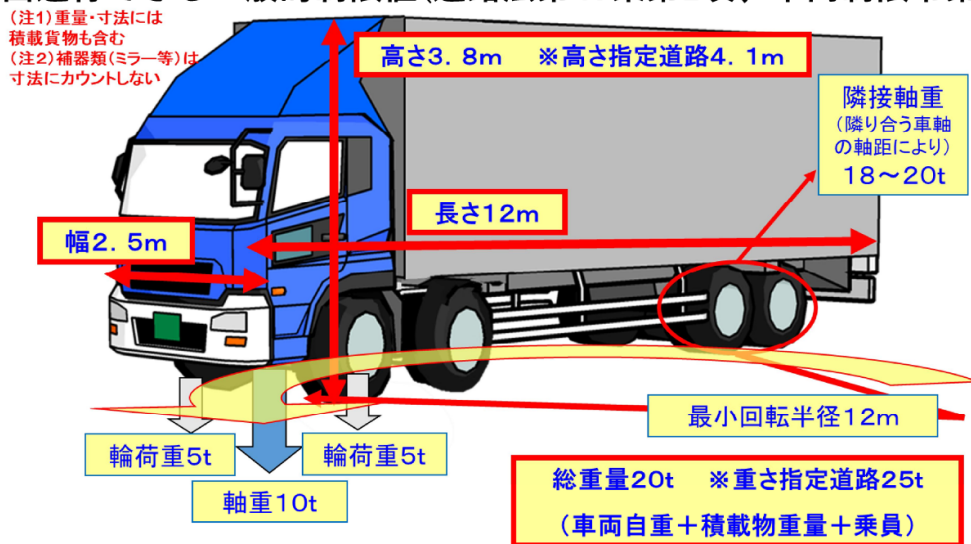
北海道開発局 建設部 建設行政課

1. はじめに

特殊車両とは、道路法に定める一般的制限値において、重量、幅、長さ、高さのいずれか一つでも超える車両であり、その通行にあたっては道路管理者の通行許可または通行可能経路の確認回答が必要となっている。これらの車両は大型建設機械、重量物輸送車両、国際海上コンテナ輸送車両など我が国の経済活動や社会基盤整備を支える重要な役割を担っている一方で、道路や橋梁に与える負荷が極めて大きいという特徴を有している。

特に近年、高度経済成長期に集中的に整備された橋梁や道路構造物の老朽化が進行しており、限られた維持管理予算の中で効率的な施設保全が求められているが、重量超過車両の通行は、橋梁の疲労損傷や床版のひび割れ、舗装のわだち掘れを著しく進行させる要因となるため、違法車両の放置は、道路のインフラ寿命を縮め、多額の補修費用を発生させる原因となる。その結果、国民全体が負担する社会的コストの増大につながることから、道路管理者として厳格な取締りを行う必要がある。

自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、通行には「通行可能経路の確認回答」又は「通行許可」が必要です！

2. 北海道開発局での特殊車両取締り実態

北海道開発局では、道路構造物の保全及び交通安全の確保を目的として特殊車両の取締りを降雪のない5月から10月までの期間を中心に、年間64回実施している。特に、北海道警察、北海道運輸局、北海道の各(総合)振興局・道税事務所、NEXCO 東日本北海道支社との合同取締りを重点的に実施しており、

道路法、道路交通法、道路運送車両法、地方税法を取り扱う行政機関が一体となった取締り体制により、重量超過や無許可通行等の違反車両に対して効果的な指導、警告、是正措置を行い、適正な道路利用の推進と道路インフラの保全に取り組んでいる。



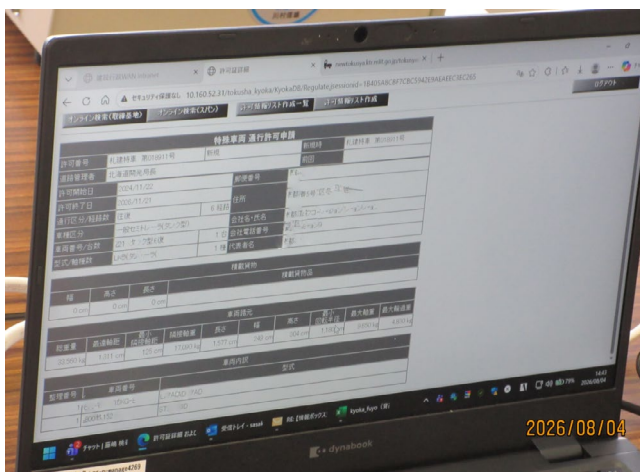
【運転手との対話】



【メジャーポールを使用しての寸法測定（高さ）】



【埋込み式トラックスケールでの測定重量】



【取締り基地での特殊車両許可証検索】

3. 各関係機関の合同取締りでの実施内容

合同取締りでは、北海道警察による過積載車両の重量計測、北海道運輸局によるホイール・ナット緩み点検や車検証の有効期間に係る無車検車対策、北海道の各（総合）振興局・道税事務所による軽油の抜取調査を通じた軽油引取税の適正な課税・使用状況の確認を実施している。

なお、軽油の抜取調査においては、蛍光比色計を用いて燃料中の識別剤の有無を確認し、不正軽油の使用実態を把握するとともに、軽油引取税の適正な課税及び徴収の確保を図っている。

また、NEXCO 東日本北海道支社は、北海道開発局が実施する一般国道での取締り基地に近接するインターチェンジの高速道路上で同時刻に取締りを実施することで、広域のかつ効果的な体制を構築している。これにより、重量超過や無許可通行等の法令違反の防止に加え、車両の安全性の確保及び適正な車両管理の徹底を図っている。



【ホイール・ナット緩み点検】



【ホイール・ナット緩み点検の七つ道具】



【軽油抜き取り作業】



【違反を見分ける蛍光比色計】

北海道運輸局から

北海道では、夏・冬タイヤへの交換が不可欠である一方、タイヤ脱輪事故が全国的にも多く発生しています。脱輪による重大事故も発生しており、適切な点検整備の重要性が改めて認識されています。脱輪事故を未然に防ぐため、ドライバーへの注意喚起と安全意識の向上に向けた啓発活動を今後も推進してまいります。

北海道から

軽油に安価な灯油などを混和し、軽油引取税を脱税する事案が後を絶たないことから、道では不正軽油を「作らない」・「売らない」・「買わない」・「使わない」を合い言葉に、毎年 10 月を「不正軽油防止強化月間」として、抜取調査等の取組を行っています。



4. 北海道運輸局による無車検車対策の取組

無車検車は、自賠責保険が切れている可能性が高いほか、犯罪に利用される事例や、整備不良による事故につながるおそれがあることから、対策を強化している。合同取締りにおいて実施している無車検車対策では、取締り基地に「可搬式無車検車取締り装置(カメラ)」とパソコンを設置し、通過する車両のナンバープレートカメラで撮影し、撮影した画像から文字情報を抽出している。読み取ったナンバー情報は、あらかじめ登録された無車検車データと照合することで、無車検車を瞬時に判別している。無車検の疑いがある車両を検知した場合は、その情報を記録し、取締り終了後に、運輸支局や軽自動車検査協会への照会により改めて確認を行ったうえで、車両使用者に対して文書による指導を実施している。

また、この無車検車対策を特殊車両取締りと併せて実施していることは、全国的にも北海道の特徴的な取組の一つである。特殊車両取締りと無車検車対策を併せて実施することで、取締り基地に引き入れた車両については、自動車検査証の有効期間等の情報を北海道運輸局との連携により自動車検査証の提示を求めることなく確認することが可能となるとともに、読み取ったナンバー情報から無車検が疑われる場合は、

その場で引き込んだ車両の車検有無の確認を出来る効果がある。



【カメラ設置状況】

平成 30 年 10 月より装置配備、運用実施。

合同取締りにおいては、車両を停止させることなく、通過車両のナンバープレート情報を正確に読み取ることができれば、進行方向や車線数を問わず検索が可能となっている。また、本システムは短時間で多数の車両を調査できることが特徴であり、1 回の取締りでおおむね 1,000 台～ 2,000 台の車両を確認している。

5. おわりに

北海道における特殊車両合同取締りは、関係機関がそれぞれの専門性を活かして連携実施することにより、特殊車両の適正通行の確保に加え、過積載、無車検車及び不正軽油使用への対策など、多面的な効果を発揮している。今後は関係機関との連携を継続・強化するとともに、ICT 機器等を活用した効率的かつ効果的な取締りを推進し、道路通行の安全確保と道路構造物の長寿命化に向けた取組みを着実に進めていきたい。